

○西南学院ハラスメント防止・対策に関する規程

2010(平成22)年1月21日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人西南学院(以下「学院」という。)において、学生・生徒・児童・園児等及び教職員(以下「構成員」という。)が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、健全で快適な環境において就学し、又は就労することができるよう、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な発言又は行為等を行うことにより、相手に不快感又は不利益を与える、就学・就労上の環境に悪影響を及ぼす次に掲げる行為をいい、生じる場所及び時間は問わない。
  - ア セクシュアル・ハラスメント 相手を不快にさせる性的な言動
  - イ アカデミック・ハラスメント 教員等がその職務上の地位又は権限を不当に利用して行う研究又は教育上の不適切な言動
  - ウ パワー・ハラスメント 職務上の地位又は権限を不当に利用して行う就労上の不適切な言動
  - エ 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント 妊娠・出産・育児・介護に関する制度の申出や利用に対する不適切な言動
  - オ その他 人権侵害と認められる言動
- (2) 学生・生徒・児童・園児等(以下「学生等」という。)とは、学院において教育及び研究指導を受けるすべての者をいう。
- (3) 教職員とは、常勤・非常勤を問わず、学院において学生等の教育及び研究指導にあたる者及び学院の業務を担当するすべての者(業務委託等の契約に基づき、学院に派遣される者を含む。)をいう。
- (4) 相談者とは、ハラスメントに関する苦情及び相談(以下「苦情相談」という。)を申し出た者をいう。
- (5) 申立人とは、前号に掲げる相談で問題解決しなかったことにより、ハラスメントに関する調停又は苦情を申し立てた者をいう。なお、当該事案がハラスメントと認められた場合は「被害者」という。
- (6) 被申立人とは、ハラスメントに関する調停又は苦情を申し立てられた者をいう。な

お、当該事案がハラスメントと認められた場合は「加害者」という。

(ガイドライン)

第3条 ハラスメントの防止等を図るため、ハラスメントの具体的な事例及び問題解決等について、「西南学院ハラスメント防止・対策ガイドライン」を定め、構成員に周知する。

(構成員の責務)

第4条 構成員は、学院においてハラスメントのない健全な就学・就労上の環境を形成・維持するよう努めなければならない。

(院長の責務)

第5条 院長は、学院におけるハラスメントの防止等を統括する。

(所属長の責務)

第6条 学院が設置する大学、中学校・高等学校、小学校、幼稚園、保育所及び事務局(以下「各学校等」という。)の所属長は、それぞれの職責においてハラスメントの防止等に関する措置をとらなければならない。

(防止・対策委員会の設置及び責務)

第7条 ハラスメントの防止等を図るため、各学校等にハラスメント防止・対策委員会(以下「防止・対策委員会」という。)を設置する。

- 2 防止・対策委員会は、ハラスメントの防止等に関する施策を企画立案するとともに、予防、啓発活動及びハラスメントの防止等に係る者への教育、研修を実施する。
- 3 防止・対策委員会は、所属長が実施するハラスメントの防止等の措置に関する調整、指導及び助言等に当たる。
- 4 防止・対策委員会は、相談員から報告された当該事案に対し、事実関係を調査し、審議する。
- 5 所属長は、防止・対策委員会の審議結果を取りまとめ、院長、申立人及び被申立人(以下申立人及び被申立人双方を併せて「当事者」という。)に報告しなければならない。

(防止・対策委員会の運営)

第8条 防止・対策委員会は、所属長及び所属長が指名する若干名により構成する。この場合において、所属長は、委員の性別構成が偏らぬよう十分に配慮しなければならない。

- 2 所属長は、必要に応じ第三者の立場から意見を求める者(以下「第三者委員」という。)を委員に指名することができる。ただし、第三者委員は、委員会の審議に加わるが、議決権は有しない。

- 3 所属長は、委員長として防止・対策委員会を招集し、議長となる。
- 4 防止・対策委員会は、第7条第4項に関する審議については委員の4分の3以上、その他の事項に関する審議については委員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。
- 5 防止・対策委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 防止・対策委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者(弁護士等の専門家を含む。)の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 8 委員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議に加わることができない。
  - (1) ハラスメントの当事者のとき
  - (2) ハラスメントの当事者の親族のとき
  - (3) ハラスメントの当該事案に関して重大な利害関係にあるとき

#### (相談員の設置)

- 第9条 学院は、ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、各学校等に相談員を設置する。
- 2 各学校等における相談員の委嘱は、所属長がこれを行うものとし、相談員の氏名及び相談方法等を周知徹底しなければならない。
  - 3 相談員の設置にあたり、所属長は、相談しようとする者が相談員を選べるよう性別構成に十分配慮しなければならない。
  - 4 苦情相談に対応している相談員は、当該事案に係る調停員及び調査委員会の委員を兼務してはならない。
  - 5 相談員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

#### (相談員の責務)

- 第10条 相談員は、相談者の苦情相談に対する助言等を行うとともに、相談内容や相談者の意向等について相談記録を作成しなければならない。
- 2 相談員は、必要に応じ防止・対策委員会が指名するスーパーバイザーと協議のうえ、苦情相談を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。
  - 3 相談員は、相談を受けた概要を適宜防止・対策委員会に報告しなければならない。
  - 4 相談員は、相談者が同意した場合は当該苦情相談に係る具体的な事項について防止・対策委員会に報告することができる。
  - 5 相談員は、事態が重大で制裁や改善措置が必要であると認めた場合は、直ちに防止・対策委員長に当該苦情相談に係る具体的な事項について報告し、防止・対策委員長は、必要に応じて具体的な事項又は概要を防止・対策委員会に報告することができる。
  - 6 前項の対応にあたっては、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。

7 相談員は、苦情相談への対応にあたっては、相談者及び当該内容に関わる者の人権を侵害しないとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調停員)

第11条 防止・対策委員長は、ハラスメントに関して調停の申し立てがあったときは、委員及び当該苦情相談に対応していない相談員の中から若干名を調停員として指名し、調停にあたらせる。

2 調停員の長は、調停員の互選により選出し、調停の進行を統括する。

(調停)

第12条 調停の申し立てがあった場合、調停員は直ちに調停の日時及び場所を決定し、当事者に通知する。

- 2 調停員は、当事者がハラスメントについての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話合いが円滑に進むように努め、解決策を当事者に押し付けてはならない。
- 3 調停員は、調停にあたって、申立人の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行つてはならない。

(調停員の交代若しくは調停の打ち切り)

第13条 前条第2項又は第3項に違反する行為があった場合、当事者は、防止・対策委員会に対して、当該調停員の交代又は調停の打ち切りを申し出ることができる。

2 前項の調停員の交代の申し出があったときは、第11条第1項の手続きに準じて、直ちに代わりの調停員を指名することとする。

(調停の終了)

第14条 調停は、次に掲げる場合に終了するものとする。

- (1) 当事者間で合意が成立したとき。
  - (2) 当事者が、調停の打ち切りを申し出たとき。
  - (3) 防止・対策委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。
- 2 当事者間で合意が成立せずに調停が終了した場合には、調停員は、当事者に調停に代わる手続きを説明しなければならない。
  - 3 調停が終了した場合には、調停員は、直ちに防止・対策委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

(調査委員会の設置)

第15条 防止・対策委員会は、ハラスメントに関して苦情の申し立てがあった場合、その

事実関係の調査にあたるため、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、防止・対策委員会が選考し院長が指名する若干名の委員をもって構成する。ただし、調査委員会の構成にあたっては性別構成に十分配慮し、弁護士等の専門家を委員に招請することができる。

(調査委員会の運営)

第16条 調査委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、調査委員会を招集し議長となる。ただし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、互選によって議長を定める。
- 3 調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 調査委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調査)

第17条 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。
- (2) その他、当該事件の事実関係を明らかにするために必要な事項
- 2 調査委員会は、調査にあたって、申立人の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。
- 3 調査委員会は、ハラスメントの事実関係を委員会設置から2か月以内に明らかにしなければならない。ただし、やむを得ない理由により2か月以内に調査が完了しない場合は、相当期間延長することができる。

(委員の交代若しくは調査の打ち切り)

第18条 前条第1項の各号又は第2項に違反する行為があった場合、申立人は、防止・対策委員会に対して、当該委員の交代又は調査の打ち切りを申し出ることができる。

- 2 前項の委員の交代の申し出があったときは、第15条第2項の手続きに準じて、直ちに代わりの委員を選出することとする。

(調査の終了)

第19条 調査は、次に掲げる場合に終了するものとする。

- (1) 調査委員会の調査が終了したとき。
- (2) 申立人が、調査の打ち切りを申し出たとき。
- (3) 調査委員会設置から2か月以内に調査が終了する見込みがなく、相当期間の延長を

しても終了する見込みがないときには、調査委員会の議を経て、調査を終了させることができる。

- 2 調査が終了した場合、調査委員会は、直ちに防止・対策委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第20条 ハラスメントに対する苦情の申し立て、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした構成員に対し、そのことをもって就学・就労上において不利益な取扱いがなされてはならない。

(プライバシーの保護)

第21条 学院及び構成員は、この規程におけるハラスメントの防止等に関する措置をとるに当たっては、当事者のプライバシー保護について十分に配慮しなければならない。

(ハラスメント行為に対する措置等)

第22条 ハラスメントの事実があり、処分又は就学・就労の環境を改善することが必要であると防止・対策委員会が認めた場合、各学校等の所属長は院長の指示を受け、速やかに次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

- (1) 加害者に対しては、教職員にあっては西南学院懲戒規程(2014(平成26)年3月13日)、学生等にあっては学則・校則に基づき、被害に応じて懲戒措置をとる。
- (2) 被害者に対しては、必要に応じ就学・就労上の環境が改善されるよう配慮する。
- (3) 各学校等からハラスメントがなくなるよう、啓発活動を促進する。

(所管部署)

第23条 この規程に関する事務は、総務部人事課の所管とする。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2010(平成22)年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、西南学院セクシュアル・ハラスメント防止・対策に関する規程(2001(平成13)年3月15日)は廃止する。

附 則

この規程は、2014(平成26)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014(平成26)年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017(平成29)年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017(平成29)年4月1日から施行する。